

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の概要

1 個人住民税

- 退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止。

(注) 上記の改正は、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から適用する。

2 納税環境整備

- 国税の見直しと併せて、納税者が「更正の請求」を行うことができる期間(現行1年)を5年に延長。

(注) 上記の改正は、公布の日以後に法定納期限が到来する地方税について適用する。

- 地方税に関する税務調査について、徴税吏員等は、調査の際に、帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)の提示又は提出を求めるとともに、当該物件を留め置くことができることとする。

- 総務省が行う税務調査について、原則として、あらかじめ調査の相手方等に対して実地の調査の開始の日時及び場所等の事項を通知することとする。

(注) 上記の改正は、平成25年1月1日以後に行う調査について適用する。

3 その他

- 法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲。

		(現行)		(改正案)	
道府県たばこ税	1,000本につき	1,504円	→	860円	(▲644円)
市町村たばこ税	1,000本につき	4,618円	→	5,262円	(+644円)

(注) 上記の改正は、平成25年4月1日から適用する。

施行期日 原則として公布の日